

千葉県入札監視委員会令和6年度第1回臨時会議 審議概要

開催日及び場所	令和6年4月24日（水）午後4時から午後5時 千葉県庁中庁舎1階建設工事紛争相談室	
委員	大杉 洋平（弁護士） 田部井 彩（中央学院大学法学部准教授） 寺部 慎太郎（東京理科大学理工学部教授） ◎ 轟朝幸（日本大学理工学部教授） (敬称略・五十音順) ◎ 委員長	
県土整備部幹部職員	菰田災害・建設業担当部長 高橋建設・不動産課長	
関係課	県土整備部建設・不動産課（事務局）	
審議対象期間	—	
審議内容	入札及び契約の過程に関する 再苦情の申立てについて	備考
委員からの意見 ・ 質問、それ に対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建 議 の 内 容	な し	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 答申案について、事務局から説明された</p> <p>い</p>	<p>○ 前回の臨時会において、不当である場合の答申案も作成してみて、両案を比較してみるとという方針であった。</p> <p>事前に、事務局から不当である場合及び不当とまではいえない場合の答申案を作成して、両案を各委員に示し、意見をいただいているところである。</p> <p>いただいた意見で、本件の指名辞退とするような書式を渡して手続を行った点について、事務の改善を求めるべきという意見は、全委員からでた意見となった。また、申立者を指名すべきであったとの意見はなかった。</p> <p>答申案は各委員からいただいた意見を基に作成したものであり、「第1 当委員会の意見」について、なお、「不当」という表現が厳しすぎであるとの意見を受け、「不当」という表現を修正し、「申立者の本件申立てについて、本件発注者が本件入札で申立者を指名すべきであったとまではいえない。しかし、今後の見積依頼や指名業者の選定の仕方において、誤解や認識の齟齬が生じないよう事務を改善すべきである。」としている。</p> <p>指名すべきであったとはいえないと結論付けている点は、個別の発注工事に応じて、発注者が得た情報や資料等を基に、より契約の適正な履行が確保される可能性が高いと判断される者を指名業者として選定する裁量を与えられていることを前提に、「第1 当委員会の意見」では「申立者を指名すべきであったとまではいえない。」としている。</p> <p>より明確に事務の改善を求める趣旨か</p>

<p>○ 事前に各委員個別で事務局と意見交換してもらっている。その中で「不当」という言葉自体と「不当とはいえない」という表現が気になったことから、今回の折衷案としてもらった。事務局からの提案では、委員会から「申立者を指名すべきであったとまではいえない。」という意見とすることとしている。各委員いかがか。</p> <p>○ 事務局からは裁量という言葉が多く使われているが、今回は発注者に与えられている裁量の範ちゅうであると判断している要因として、見積辞退届の中で記載された内容で、受注しても手持ち工事量から工事することができないことが分かり、入札の辞退届を転用してはいるものの、素直に受け止めれば、指名しても辞退されるだろうという判断ができる。この点は、発注者の裁量の範ちゅうであると理解している。</p> <p>○ 「指名すべきであったまではとはいえない。」という結論としては、大丈夫だと思っている。文章の表現に気になる箇所がある。</p> <p>○ この方向性で異論はない。 「不当」という言葉を避けて、折衷案のような形式で、委員会として意見をいうことがよくまとまっていると思う。他には、細かい言葉遣いについては気になる。</p>	<p>ら、委員会からの意見においては、事務を改善すべきとしている。 その他文言等の修正を行っている。</p> <p>○ 修正する。</p> <p>○ 修正する。</p>
--	--

- 入札監視委員会は、第三者機関なので、あくまで中立的な立場から意見を述べているというような表現ができればいいと思う。
- 答申については委員長に一任していただくことでよいか。
- よい。

- 検討する。